要　望　書

令和8年11月

島 根 県 市 長 会

島根県８市（松江市、浜田市、出雲市、益田市、大田市、安来市、江津市、雲南市）の行政推進につきましては、平素より格別のご高配を賜り心よりお礼を申し上げます。

各市においては、財政健全化をはじめとする行財政改革に全力で取り組むとともに、産業振興や観光振興など様々な施策を展開していますが、その行財政運営は、極めて厳しい状況にあります。

このような中、地方創生や都市税財源の充実確保をはじめとする諸課題への取り組みには、国のご理解とご協力が是非とも必要であります。

つきましては、今後の施策展開において実現していただきたい事項を取りまとめましたので、島根県８市の実情をご賢察のうえ、特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

令和８年11月

島　根　県　市　長　会

会　長　　上　定　昭　仁

松江市長	上定昭仁
浜田市長	三浦大紀
出雲市長	飯塚俊之
益田市長	山本浩章
大田市長	楫野弘和
安来市長	田中武夫
江津市長	中村　中
雲南市長	石飛厚志

● 令和８年度 秋季要望項目

１．行財政の充実強化について

１．地方創生の実現について

２．参議院議員選挙における合区の解消について

３．行政のデジタル化の推進について

４．都市税財源の充実強化について

５．原子力発電所及び周辺自治体の安全確保対策について

６．北朝鮮人権侵害問題の早期解決について

７．竹島に関する広報活動の推進について

８．米軍機による低空飛行訓練の中止について

９．自衛隊及び海上保安部の体制強化等について

10．各種統計調査に係る統計手法の改善について

２．医療・福祉対策の推進について

１．少子化対策について

２．こども・子育て支援施策の充実について

３．地域医療体制の確保・介護保険制度の充実について

４．感染症対策の充実等について

５．国民健康保険制度について

６．障がい者支援施策について

７．民生委員・児童委員の活動に関する地方交付税算出基礎額の拡充について

３．産業振興について

１．物価高騰対策について

２．農業施策等について

３．鳥獣被害防止対策の推進について

４．熱中症予防対策について

４．生活環境・都市基盤の整備について

１．高速道路のネットワークの早期整備等について

２．地方道路の整備・維持管理への支援について

３．一級河川国直轄事業の推進について

４．日本海側拠点港の整備について

５．防災・減災対策の充実強化について

６．地方鉄道の維持確保について

７．地方航空路線の確保について

８．公共交通の確保について
９．山陰新幹線及び中国横断新幹線の整備推進について
10. 携帯電話エリアの格差解消について
11. 空家対策について
12. 強靭で持続可能な上下水道の構築について
13. 上下水道事業への支援について
14. 脱炭素社会の実現に関する施策について
15. 海岸漂着及び漂流ごみ対策について
16. リチウムイオン電池の適正処理に係る対策について
17. 文化財の防災対策事業について
18. 国民スポーツ大会について

５．教育施策の充実強化について

１．公立中学校等における部活動の地域展開について
２．学校施設の改築・老朽改修等に対する助成について
３．特色ある教育活動への支援強化について
４．特別支援学級の指導体制の充実等について

※太字は重点要望項目

１．行財政の充実強化について

１．地方創生の実現について

(1) 人口の大都市部への集中がさらに加速する中で、我が国全体の持続可能な発展のためには、東京一極集中の是正が不可欠である。国の「地域未来戦略」における地域の産業拠点の整備や雇用創出を効果的に進めるためにも、企業の地方移転を後押しする税制上の優遇制度をはじめとする支援策を抜本的に強化し、企業が主体的に地方の拠点整備や雇用創出に取り組めるような環境を整備すること。

(2) 地域未来交付金などの財源を長期にわたり安定的に確保すること。

(3) 過疎地域の持続的発展に資する事業が継続的・計画的に実施できるよう、過疎対策事業債について、発行限度額の引き上げを行うほか、ハード事業について、公共施設の建替え需要の拡大にも対応できるよう国特別枠の対象の拡大を図るなど地域の実情に応じた必要額を確保すること。

２．参議院議員選挙における合区の解消について

二院制を採る我が国において、参議院では、憲法制定以来、都道府県を単位として代表が選出され、地方の声が国政に反映されてきた。

現在の我が国において、急激な人口減少に歯止めをかけ、大都市圏への過度な一極集中を是正する地方創生への取組は喫緊の課題となっており、地方の活性化を図るためには、全国各地域の声を、国政に直截的かつ確実に反映させることが重要である。

令和７年７月の参議院議員選挙で、徳島県が全国最低の投票率50.48％を記録するなど、合区の導入は、投票意欲の低下を招いている

と言わざるを得ない。

また、都道府県単位で集約される意思を国政に反映させることは、一票の価値の平等に劣ることのない重要な意義と効果があり、現在の参議院議員選挙に係る合区の制度は、地方創生に大きく逆行するものである。

憲法改正等の抜本的な対応により合区を確実に解消し、都道府県単位による選挙により代表が国政に参加することが可能な選挙制度を構築すること。

３．　行政のデジタル化の推進について

(1) 自治体の情報システムの標準化・共通化に向けた取組については、システム移行に要する経費を全額国費によって措置するとともに、経過措置により、移行後の実装を可能としている一部機能の今後の実装等にかかる経費や、「特定移行支援システム」からの移行で都度発生する関連システム側での連携テスト経費など、システム移行に伴い新たに必要となる経費についても、適切な調査を実施のうえ実情に応じた額を措置すること。

(2) 標準化移行後の運用経費や標準仕様書の改定に伴うシステム改修費等について、自治体の財政負担が増えることのないよう、適切な財政支援措置を確実に講じること。また、国が主体となって、適切な料金設定となるよう事業者へアプローチを行うこと。

(3) マイナンバー制度は安全・安心で利便性の高いデジタル社会の基盤を実現するため、国策として推進されており、住民と行政との接点（フロントヤード）の改革を進める上で必要不可欠なものとなっていることから、システム改修及び運用に要する経費については全額

国費によって措置すること。

４．都市税財源の充実強化について

(1) 地方の一般財源総額の確保について

近年の民間賃金の大幅な引上げの動きを踏まえ、公務員の職員給について実態に即した所要額を地方財政計画に確実に計上すること。

また、令和８年度の地方財政計画において、物価高を反映し地方団体の行政コスト増に対応するため 5,850 億円が計上されるとともに、「地域の元気創造事業費」に「価格転嫁分」を創設され 1,000 億円程度計上し地方団体の財政需要に対応することとされており、引き続き物価高の状況を注視し地方団体の財政需要を踏まえた措置を行うこと。また、地方交付税法定率の引上げを含めた抜本的な改革を行うこと。さらに、東京一極集中による地方との財政力格差が拡大しており、国においてはその是正に向けた財政調整機能をより適正に発揮すること。

(2) 地方財政措置の拡充について

公共施設等の集約化・複合化・老朽化対策等を推進するため、公共施設等適正管理推進事業債を恒久化すること。また、令和７年度から集約化・複合化等に伴う施設の除去事業について、「集約化・複合化事業」の対象となったが、集約化・複合化を伴わない「除却事業」についても当該地方債の元利償還金に対する交付税措置を講じること。

(3) 消費税の減税について

食料品に係る消費税の減税の実施にあたっては、年金、医療、介護、子育て支援などの制度の縮小・国民負担増につながることのないよう、また、円安・金利高を助長することのないよう十分に配慮すると

ともに、地方の代替財源を確実に確保すること。

５．原子力発電所及び周辺自治体の安全確保対策について

(1) 島根原子力発電所の使用済燃料及び１号機の廃止措置に伴い発生する放射性廃棄物の安全かつ確実な処理及び処分を行うとともに、廃止措置計画の円滑な実行に必要不可欠な使用済燃料の再処理施設の早期稼働が図られるよう、国が主体となって着実に進めること。また、高レベル放射性廃棄物の最終処分については、国が前面に立ち、着実かつ早期に取組を進めること。

(2) 国のエネルギー政策、原子力発電所の安全対策及び避難対策について今後も引き続き、市民、自治体及び自治体が設置する審議会等の求めに応じて説明するとともに、原発事故のリスクに鑑みて、立地自治体の意見が最大限尊重されることは勿論、ＵＰＺの区域を含む周辺自治体の意見を十分に反映できる新たな法制度を構築すること。なお、新たな制度が創設されるまでの暫定的措置として、事業者と周辺自治体間で立地自治体と同様な安全協定が締結できるよう支援すること。あわせて、原子力防災対策に必要な経費について財政措置を講じること。

(3) 避難住民に対する避難時の支援（救護、救急医療、給油、休憩、事故対応など）のうち、自治体で対応できない部分について、国・関係機関が直接支援する体制を整備し、原子力災害対策指針に反映すること。

(4) 自治体の一部がＵＰＺの区域となる場合において、ＵＰＺ外の地域・住民に対する支援、対策を示すこと。また、当該自治体内のＵＰＺ区域外への防災・備蓄拠点等の整備を支援すること。

(5) 原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法に掲げる特例措置の対象事業に、義務教育施設の空調整備を加えることや、道路について、防災上重要な施設を結ぶ基幹的な道路に限らず、避難に必要な道路を対象とすることなど、地域の実情に即して制度の拡充を図ること。

６．北朝鮮人権侵害問題の早期解決について

益田市出身の特定失踪者「益田ひろみ」さんをはじめとする全ての特定失踪者に関する詳細な調査と北朝鮮に残されている拉致被害者全員の早急な帰国に向けて政府を挙げて最大限取り組むこと。

また、北朝鮮による人権侵害問題への関心を風化させないため、積極的に啓発活動に取り組むこと。

７．竹島に関する広報活動の推進について

竹島は、歴史的にも国際法上も島根県隠岐の島町に帰属する我が国固有の領土であり、韓国に対して毅然とした対応をとるとともに、竹島領土問題や国境離島が果たしている役割などについて、国民への啓発活動に努めること。

８．米軍機による低空飛行訓練の中止について

(1) 住民が生活している地域において、米軍機による低空飛行訓練が行われないよう、米軍関係当局に対し、さらに強力な要請を行うこと。

(2) 米軍機の低空飛行訓練による騒音被害は近年高止まりの状況にあり、その実態を国、県により設置された騒音測定器による客観的数値をもとに確認の上、学校等の防音対策も含めた必要な措置を速やか

に講じること。

９．自衛隊及び海上保安部の体制強化等について

(1) 陸上自衛隊出雲駐屯地の装備、機能及び人員の増を図り、連隊規模への部隊の拡充を図るとともに、同駐屯地において、原子力災害を含む大規模災害時の被災地支援に対応できる施設科部隊の維持・強化を図ること。

(2) 日本海側の警戒体制の強化に向けて海上自衛隊艦船の県内港湾への寄港回数を増加するとともに、物資補給基地として浜田港、出雲河下港など地方の重要港湾を活用すること。

(3) 海上保安庁においては、海上物流や漁業等の安全を確保し、住民の安心安全と地域経済を守るため、浜田港に設置される浜田海上保安部の巡視船等の増強など、一層の機能強化に取り組むこと。

１０．各種統計調査に係る統計手法の改善について

近年の防犯や個人情報保護の意識の高まりなどから、統計調査業務の実施が困難な事例が増えていることや、調査員不足を原因とした調査員１人あたりの調査区数の増加及び調査員の高齢化などにより、調査員の負担が年々大きくなっていることから、調査員に頼らない郵送調査の実施や、回答を完全にオンラインで行うデジタル手法への転換など、統計手法を抜本的に改革すること。

２．医療・福祉対策の推進について

１．少子化対策について

出生数の減少が進み、2025年の出生数の減少率は島根県が7.8%と全国で最も高くなり、地方における人口減少が深刻化している。現在の政府の「こども未来戦略」に基づく対策だけでは十分でなく、多くの自治体が独自の支援を実施していることから、自治体の財政力によって格差が生じており、今後も支援を巡る地域間競争に拍車がかかる可能性が否定できない。

ついては、国として、子育て世代の将来不安を払拭し、どの地域でも安心してこどもを産み育てることができる社会が実現するよう、更なる少子化対策として、特に以下の項目について強く要請する。

(1) 子ども医療費や保育料の軽減・無償化、幼児教育施設の給食費の無償化、教育費の支援など、経済的支援や子育て環境整備については、自治体ごとの財政力で地域間格差が生じないよう、全国一律の制度として大幅に拡充すること。

(2) 学校給食費の抜本的な負担軽減について、小学生を対象として令和８年度より制度が開始されたが、食育や地産地消の取組の差異や、食材価格、提供食数等の差異があるなど様々な実態にあることを踏まえた上で、保護者負担や自治体負担が生じないよう国費により確実に財源措置を行うこと。また、支援の対象を中学生にも拡充すること。

(3) 少子化対策に必要な財源については、将来にわたって持続的な制度となるよう、引き続き、安定的な財源確保に努めること。

２．こども・子育て支援施策の充実について

(1) 特定教育・保育施設の運営について、少子化による入所児童数減や年度ごとの大幅な変動など様々な状況変化があっても、雇用を維持し、安定的な運営ができるよう、公定価格の設定を見直すなど改善を図ること。また、保育士の確保・定着や保育の質の向上に向け、公定価格における基本分単価や処遇改善等加算の更なる増額を図ること。なお、処遇改善等加算については、一本化されたものの制度が複雑で施設の事務負担も大きいことから、公定価格の基本分単価に組み込むなどの簡素化を図ること。

(2) 令和６年度、７年度と保育士配置基準が見直されたものの、十分ではないことから、更なる保育士配置基準の見直しを図ること。

(3) 保育所の適正な運営を確保するため、看護師、栄養士及び障がい児保育を担う保育士の配置を義務化するとともに、調理員の配置基準を実態に応じて見直すこと。また、事務職員の配置加算について、利用定員や施設の類型に関わらず加算の対象とすること。

(4) 安定的かつ継続的に保育所等の環境整備を進めるため、就学前教育・保育施設整備交付金について、各自治体の整備計画に支障が出ないよう、年度当初から十分な財政措置を講じるとともに、補助単価については、高騰する建設資材価格等の状況を適切に反映すること。また、募集開始から提出期限までの手続期間を十分に確保すること。

(5) 保育対策総合支援事業費補助金について、適切に補助金が交付されるよう、十分な予算を確保すること。

(6) 保育所等においては、近年の猛暑の深刻化により、熱中症予防対策を強化することで、高騰する電力やガス代の負担がより大きくなっていることから、これら物価高騰分を公定価格に適正に反映し、継続

的に支援すること。

(7) 医療的ケア児支援のため、短期入所施設や日中の通所施設、訪問看護ステーション等の受入施設の整備拡充を図るとともに、必要となる人材の確保・育成について十分な財政措置を講じること。

(8) 依然として増加が続く放課後児童クラブの入会希望に応えるため、放課後児童クラブ施設整備費及び運営費について補助基準額を増額するなど、十分な財政措置を講じること。また、社会福祉法人等が児童クラブ事業に参入しやすい環境を整えるために、将来の修繕等に備えた資金の積み立てが可能とすることや社会福祉施設職員等退職共済の公的補助対象施設とするよう運営費支援の仕組みを見直すこと。

３．地域医療体制の確保・介護保険制度の充実について

(1) 医師確保について、専門医制度における専攻医のシーリング制度の強化や、医師に一定期間、地域医療従事を義務付けるなど、地方に医師を派遣する仕組みについて検討するとともに、医療従事者の絶対数の確保及び地域間・診療科間の偏在の是正に資する診療報酬体系の整備など、即効性・実効性のある施策の実施と必要な財政措置の拡充を図ること。

(2) 無医地区、準無医地区を含めた山間部・周辺部等で、医療資源を確保するために、医療機器の整備、訪問診療、訪問看護、訪問リハビリテーション、訪問栄養指導及び遠隔医療の実施に対し十分な支援を講じるとともに、へき地診療所運営事業について、補助額が減額とならないよう十分な財源を確保すること。

(3) 非課税の診療部分に要する材料の購入等に係る消費税など、病院

事業において生じる控除対象外消費税負担を解消するため、医療に係る消費税制度の抜本的な見直しを図ること。

(4) 市町村等が行う住民健診や一部がん検診等では医師の診察又は立ち会いが必要であるが、深刻な医師不足により現状の検診体制の維持が困難になってきている。そこで、集団で行う胃がん検診における胃部X線検査は、胸部X線検査やマンモグラフィ検査と同様に、安全確保のための必要な措置を講じることで医師又は歯科医師の立ち会いを不要とするよう、法改正など必要な対応を図ること。

(5) 地方の中核病院の多くは、人口減少により患者数が減少し、医療従事者の確保も難しくなっている一方で、地域の拠点として、政策医療を含め幅広い医療を提供する必要があることから、効率的な病院経営は極めて困難である。地域医療構想の見直しにおいては、単なる病床稼働率や人口動態といった数値のみで判断せず、当該地域の地理的条件（移動時間、冬季の積雪、代替交通手段の有無等）を十分に考慮し、特に救急搬送に時間を要する地域においては、集約化の対象から除外し、拠点的医療機能を維持するための例外規定を設けること。

また、これら地域の拠点として医療機能を維持するために必要な財政措置の拡充を図ること。

(6) 独立行政法人国立病院機構に属する医療機関は、「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第2条第1項第3号の法人を定める政令」において指定されておらず、県や市町など地方公共団体の職員である医師の派遣を受けることができないが、今後、益々医師の確保が困難となる地方において、当該医療機関が地方公共団体からの医師の派遣を受けて、より地域住民の安全安心な生活を支えることが必要であり、政令を改正し当該医療機関を追加すること。

(7) 超高齢社会が進む過疎地域においても、安定的な介護サービスの提供を継続するため、サービス種別毎に、経営状況の正確な把握及び分析を行い、各サービス及び地域の実情に見合った報酬とすること。

(8) 地域支援事業交付金の介護予防・日常生活支援総合事業について、地域ごとに実情が異なることから、事業費にかかる上限を廃止すること。

(9) 介護人材の確保・定着のため、介護に関わる全職種の賃金水準の向上につながる抜本的な処遇改善施策を講じるとともに、確保が困難な介護支援専門員の業務について、AI及びＩＣＴ活用による業務の効率化が推進されるよう、関係規制の緩和と運営支援を図ること。また、若年層を中心に介護の仕事に関する理解を深めるなどの必要な措置を講じるとともに、今後、一層の増加が見込まれる外国人介護人材について、受け入れ環境の整備や事業者への情報提供・発信等の支援策を拡充すること。

４．感染症対策の充実等について

(1) ワクチンの定期接種については、全額国庫負担で実施すること。なお、それまでの間は、自治体の負担が生じないよう、ワクチン接種の標準的な費用を示したうえで、適切な地方財政措置を講じること。

(2) 国において定期接種化を検討中であるおたふくかぜワクチンについて、定期接種化の早期実現に向けて議論を進めること。

(3) 骨髄移植等の医療行為により免疫を消失された方に対する再接種について全額国庫負担で実施するとともに、予防接種健康被害の法定補償の対象となる定期接種として位置付けること。

(4) 予防接種事務のデジタル化が円滑に進むよう、システム管理経費

や端末購入費等の費用について、十分な財政措置を講じること。また、デジタル化移行後も当面は紙処理とデジタル処理を併用することが想定され、現場の負担増大が見込まれるため、完全移行にむけたロードマップを早期に示し、実効性のあるデジタル移行を実現すること。

５．国民健康保険制度について

(1) 国保の普通調整交付金の配分に当たり、実際の医療費ではなく、標準的な医療費水準を前提として交付額を決定する見直しが検討されているが、現行の普通調整交付金が担う自治体間の所得調整機能は大変重要であることから、このような見直しをしないこと。

(2) こどもに係る均等割保険料（税）を軽減する支援制度については、必要な財源を確保し、軽減割合を拡大する等、制度を拡充すること。

６．障がい者支援施策について

(1) 地域生活支援事業費の国庫補助金の実績額は所定の補助率を下回っており、市町村の負担が増えていることから、事業の安定的な継続のため十分な予算を確保すること。

(2) 障がい福祉サービス事業所における人材の確保・定着のため、福祉・介護職員等の賃金水準の抜本的な改善を行うこと。

(3) 相談支援事業所が持続可能な安定経営ができるよう、計画相談支援にかかる報酬について、平時月のフォローにおいても報酬に加える等、制度を見直すこと。

(4) 身体障がい者手帳の有無や年齢に関わらず、補聴器を必要とする軽度・中等度の難聴者に対し、全国一律の補聴器購入費助成制度を設けること。

７．民生委員・児童委員の活動に関する地方交付税算定基礎額の拡充について

民生委員・児童委員の活動に要する交通費や連絡調整費等の実費弁償として個人に支弁されている活動費等については、今年度、地方交付税算定基礎額が増額されたものの、活動に要する経費が十分に満たされているとは言い難い。

令和 10 年に控える一斉改選に向けて、活動費等の不足が必要な人員の確保の支障とならないよう、国において実態を早急に把握し、地方交付税算定基礎額のさらなる増額を行うこと。

３．産業振興について

１．物価高騰対策について

(1) 国際情勢の不安定化に伴う原油・石油製品の供給不足や価格高騰が地域経済に深刻な影響を及ぼしていることから、これらの状況をしっかりと把握したうえで、国が主体となって十分な財源を確保し、機動的かつ万全の対策を講じること。

(2) 中小企業の生産性向上と経営基盤の強化を強力に後押しするよう、DXや省力化投資への補助制度を拡充すること。また、賃上げの原資を十分に確保することが困難な中小企業に対して、税制及び各種補助金・助成金によるインセンティブ付与等、強力な支援策を講じること。

(3) 農業においては、燃料や肥料・飼料等の生産コストの上昇を即時に価格に転嫁することが困難であるため、その状況に即した負担軽減策を講じるとともに、合理的な価格の形成に係る消費者の理解醸成を図ること。また、生産者の意向が販売価格に反映可能な農業の仕組みづくりと、肥料・飼料の国際価格など外部環境の影響を受けにくい持続可能な生産体制の構築に取り組むこと。

(4) 畜産経営の安定化を図るため、配合飼料価格安定制度の運用について、配合飼料価格上昇分の畜産経営への影響の緩和を図るために、補填金の十分な財源の確保を図り、生産者の実情に応じた機動的な制度運用とすること。

２．農業施策等について

(1) 令和９年度以降の水田政策の見直しに当たっては、現場の課題を

十分に踏まえたうえで、将来にわたり農業者が安心して生産に取り組むことができる制度設計とし、生産者への十分な周知を行うこと。

(2) 補正予算依存から脱却し、恒常的施策を当初予算に計上する方針の下で、補正予算から当初予算へ移行する基盤整備事業については、実質的な地方負担が増加しないよう、代替的な地方債等の活用が可能となるよう、地方財政措置を講じること。

(3) 令和7年産米の政府備蓄米の買い入れ及び米の適正な価格形成に向けた環境整備について

①米の需給と価格の安定を図るため、政府備蓄米制度を市場の需給調整機能としても機能させ、令和7年産米における十分な買い入れ数量を確保することを早期に示すこと。

②生産コストの上昇分が販売価格に反映されず、再生産が困難な現状を打破するための明確かつ客観的な「米の生産コスト指標」が、フードサプライチェーン全体（生産、流通、小売等）において尊重・順守され、再生産可能な適正価格での取引が行われるよう、ガイドラインの策定や法制化などを含む実効性のある仕組みを構築すること。

併せて、適正な価格形成について、消費者を含めた国民的理解を醸成するための強力な啓発活動を展開すること。

(4) 「経営所得安定対策等推進事務費」については、事務量が増加する実情を踏まえ、十分な予算を確保すること。

(5) 日本型直接支払制度について、農業者等が安心して継続的に取り組めるよう十分な予算を確保するとともに、中山間地域等直接支払交付金については、農業者の高齢化等による中山間地域の逼迫した状況に鑑み、面積当たりの交付単価を増額させるなど、制度の充実を

図ること。

(6) 食料・農業・農村基本法に基づき食料システムの持続性の確保に向けて、合理的な価格の形成を行うために作成することとなったコスト指標の設定にあたっては、中山間地域の農業が継続できるよう、その実情が反映した指標とすること。

(7) 改正農業経営基盤強化促進法に基づき策定した地域計画の変更手続きについては、国の責任において丁寧な説明を通して周知を徹底し、人的・財政的支援等の必要な措置を講じるとともに、農地バンクによる農地の賃貸借や、農振除外・農地転用許可等の手続きを円滑に行うため、地域の実情に応じた柔軟な手続きとすること。

３．鳥獣被害防止対策の推進について

(1) 鳥獣による農作物等への被害が拡大しないよう、鳥獣被害防止総合対策交付金における緊急捕獲活動支援事業の加算額を拡充し、侵入防止柵の上限単価については、資材費が高騰している状況を反映するとともに十分な予算を確保すること。

(2) 中山間地域での鳥獣被害は年々深刻化しており、これまでの取組に加え、国が主体となり有効な対策を研究・開発し、抜本的な対策を講じること。特にニホンザル、ニホンジカについては有効な対策が確立されていないため、適切な頭数管理を含めた駆除対策を講じること。

(3) ツキノワグマについては、頭数や生息分布の実態把握を進めるとともに、出没が拡大している地域において住民の生命・身体の安全を確保するため、適切な頭数管理を含めた実効性のある駆除対策を講じるとともに、狩猟禁止措置の見直しについて検討すること。

(4) 緊急銃猟制度については、市町村長の判断に責任が集中している一方で、鳥獣保護管理法や銃刀法等の関係法令との整理が不十分であるため、事故発生時の責任の所在が不明確であり、猟師などの関係者に不利益が生じる可能性があるなど、現場での円滑な運用が困難な状況が生じているので、警察等の関係機関との責任分担や役割分担について明確にすること。

(5) 鳥獣被害対策は、人口減少や高齢化が進む中山間地域において、従来の人手に依存した対策の継続が困難となっていることから、市町村が連携して、より広域的に担い手の育成、活用を図る仕組みづくりや、より省力化・省人化に資する効果的な被害防止対策手法の開発、普及などを行うとともに、自治体の取組に対して十分な技術的・財政的支援を行うこと。

４．熱中症予防対策について

近年の猛暑の深刻化と職場における熱中症による死傷災害の増加を受けて、労働安全衛生規則が改正され、令和７年６月１日から、全ての事業者は熱中症対策を講じることが義務づけられた。中小企業者等が、冷房を備えた休憩所を整備するなどの作業環境管理の改善等に取り組む場合に、使いやすい助成制度を創設・拡充するとともに、その制度を周知・徹底すること。

４．生活環境・都市基盤の整備について

１．高速道路ネットワークの早期整備等について

(1) 山陰道の早期全線整備を図るとともに、事業中区間については、より一層の予算の重点配分を行い、早期完成を図ること。事業中区間の開通予定年次を早期に公表すること。

(2) 山陰道の「益田～萩間」の未着手区間については、早期に計画段階評価の手続きに着手すること。

(3) 暫定２車線区間の４車線化を進め、優先整備区間の早期事業化を図ること。また、対面通行区間の長大橋、トンネル区間についても、速やかに安全対策を推進すること。

(4) 中海・宍道湖圏域を結ぶ高規格道路ネットワークである「中海・宍道湖８の字ルート」の一部を形成する「境港出雲道路」の未着手区間について、国の直轄事業として早期事業化を図ること。

(5) 一般国道９号及び一般国道 54 号の事前通行規制区間について、抜本的対策を行うこと。

２．地方道路の整備・維持管理への支援について

(1) 社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金について、現行の予算配分では、側溝改良や拡幅等の地方の道路整備の需要に十分に対応できないため、今後の整備に必要な予算を確実に配分すること。

(2) 設計、修繕・補修事業、並びに橋梁点検業務委託費について、標準単価を引き上げるとともに、必要とされる予算額を安定的に確保すること。また、橋梁点検業務は、修繕と一体のメンテナンス事業であるため、道路メンテナンス事業費補助金に係る市町村負担分につい

て交付税措置のある起債の対象とすること。

(3) 整備・維持管理に必要な国費の配分が不足する場合においても、事業を確実に進捗させることができるよう、交付税措置のある起債制度を創設するなど、地方財政措置を講じること。

(4) インフラのメンテナンスサイクルを確立するため、技術支援や人材育成などの体制整備を支援すること。

(5) 道路交通法施行令改正により、令和８年９月１日から中央線のない一般道路の法定速度が 30km/h に引き下げられることから、道路区画線引き直しへの地方負担軽減を図るため、財源措置を講じること。

３．一級河川国直轄事業の推進について

(1) 斐伊川・神戸川治水事業や江の川下流域の河川整備事業、高津川の河床掘削・樹木伐採など、一級河川にかかる整備事業や維持管理にかかる予算を確保・拡大するとともに、早期完成を目指して取り組むこと。

(2) 一級河川（直轄管理区間）における市町村に操作委託する排水樋門等について、運用を省力化（遠隔化・無動力化・自動化）するための改良を行うこと。

４．日本海側拠点港の整備について

日本海側拠点港である浜田港の地域経済の基盤としての機能を強化するため、コンテナ船及びバルク船の大型化に対応可能な埠頭整備や岸壁の整備等を早急に実施すること。

また、国直轄事業の防波堤整備事業及び補助事業で進められる臨港

道路の整備について、必要な予算を確保し、着実な整備をすること。

５．防災・減災対策の充実強化について

(1) 大規模災害における災害対応力の強化について

①災害時に孤立した被災地への救助・物資輸送が早期に対応できるよう、ヘリコプターや船舶等、国の各機関による空路、海路からの救援体制及び陸路の迅速な復旧体制を整備すること。

②災害時の孤立の発生に備え、備蓄食料の確保、小型発電機等の資機材確保、その保管場所の整備などの分散備蓄の推進、通信手段の確保などについて、国が主体的に体制を強化すること。

(2) 国土強靭化及び防災・減災対策について

①「国土強靱化実施中期計画」に基づく対策が継続して実施できるよう、近年の物価上昇も踏まえ十分な予算・財源を確保すること。

②「令和９年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針」において、「補正予算依存から脱却し恒常的な施策は当初予算に計上」することとされているが、年間を通じた事業の平準化が図られるための措置を講じること。

③自然災害が激甚化・頻発化する近年の状況変化を踏まえ、自治体が行う防災対策への支援措置の拡充や新たな財政支援制度の創設等を検討すること。

(3) 消防防災体制の充実強化について

①広域的な消防通信システム等の新設・設備更新をはじめとした地方自治体や常備消防組織の消防防災施設・設備整備に対する財政措置を拡充すること。

②地域の防災力強化のため、消防団の設備の充実や、小型車両を含め

た消防車両の無償貸付の枠の拡大など団員の活動環境の改善等につながる施策への財政措置を拡充すること。

(4) 治水、土砂災害対策等の推進について

①土砂災害特別警戒区域内に住宅を有する者の建築物構造規制に伴う負担を軽減するため、住宅・建築物安全ストック形成事業をさらに充実・拡充すること。

②近年の豪雨災害をふまえ、ハード・ソフトの両面から取り組む内水処理対策について、国・県・市町などの関係機関が適切に連携し各種事業が推進できるよう、技術的助言を行うとともに、地方負担の低減が図られるよう、内水対策に係る補助制度の創設など、財政支援を拡充すること。

③地籍調査事業費負担金については、近年の自然災害が激甚化・頻発化する状況を踏まえ、防災・減災・復旧等に資する地籍調査事業の重要性が今まで以上に高まっていることから、技術者単価の上昇等、調査経費が増加傾向にあることも考慮し、要望に対して十分な予算を確保すること。

(5) 緊急浚渫事業費の拡充について

安全かつ持続的な船舶等の航行・係留、災害等緊急時の海上物流の拠点基地を確保し、漁村地域における水害の未然防止と、緊急時の漁港・港湾施設の機能維持を図るため、港湾、漁港内の浚渫についても、緊急浚渫推進事業費の対象とすること。

(6) 半島振興地域のインフラ整備について

三方を海に囲まれる半島地域の防災力を強化するためには、重点的な対策が必要なため、国において以下の取組を推進すること。

①物資や人材の輸送が滞ることのないよう、水上輸送や空路などの

活用による多重性・代替性の確保を図るため、半島振興法に基づく支援措置の対象に、港湾・漁港やヘリポートなどのインフラ整備も加えること。

②「半島振興防災道路整備事業債」については、既存の地方債（過疎債・辺地債）の計画額を減額することなく、充当率を90%から100%へ、交付税措置率を30%から引き上げるとともに、「半島振興広域連携促進事業」の補助率を引き上げること。

③「緊急防災・減災事業債」及び「緊急自然災害防止対策事業債」について、既存の財政措置に影響を与えることなく、半島地域の事業に対して十分な財源を確保するとともに、半島地域の市町村に対して交付税措置率の引き上げを行うこと。

6．地方鉄道の維持確保について

(1) 国が鉄道を含めた公共交通のあり方を示した上で、国策として鉄道ネットワークを維持すること。「再構築協議会」を組織すると決定した場合においては、経済性に偏った議論がなされないよう配慮するとともに、再構築方針の作成に当たっては、地方鉄道に対し様々な役割を期待する地域の声が十分に反映されるよう、国が主体的に関与し調整すること。

(2) 鉄道事業者の現下の厳しい経営環境が地方路線の廃止・見直しにつながることから、JRを含めた鉄道事業者の経営基盤の安定化に向け、国として経営支援の充実強化を図ること。

7．地方航空路線の確保について

人口減少や地域経済の縮小により、地方航空路線は減便・廃止のリス

クが高まっている。一方で、これらの路線は地域住民の移動手段としての役割に加え、地域経済の維持、観光振興などを支える重要な社会インフラであり、特に高速代替交通機関の乏しい地域においては不可欠な存在である。

このため、国は地方航空路線を公共性の高い基幹交通ネットワークとして位置付け、運航経費への助成や利用者負担の軽減などの支援を行うとともに、「羽田発着枠政策コンテスト」の継続や地域の実情に応じた特別な配慮を講じることにより、地方航空ネットワークの維持・強化を図り、地域間格差の是正及び持続可能な地域交通体系の確保に努めること。

8．公共交通の確保について

(1) 公共交通事業者が将来にわたって安定的に運行継続できるよう、既存の制度にとらわれない運行資金に対する補助を行うなど、安定経営に向けて国が主体的に必要な措置を検討し、迅速な支援を行うこと。また、不足している運転手の確保に向け、公共交通に関する事業に携わる場合、安全性の確保にも留意しつつ、第二種免許、大型免許及び中型免許の取得要件の更なる緩和対策を行うなど、人材確保の推進を図ること。

(2) 路線バスの運行を維持していくため、運行事業者が必要な燃料油や潤滑油を安定的に確保することのできるよう、石油製品の供給体制を確保すること。

(3) 地域間を結ぶ路線バスの経常損失に対する補助金の算定については、地域の実情を反映し、輸送量 15 人以上の要件を引き下げるなどきめ細かな設定を行うとともに、予算枠の拡充を図ること。

(4) バスの自動運転について

①運転士不足に起因するバス路線の廃止・減便が続くなか、既存バス路線での自動運転化が対策の一つとして期待される。各地域において自動運転の社会実装が進むよう、車両購入や環境整備等を対象とする「地域公共交通確保維持改善事業費補助金（自動運転社会実装推進事業）」を令和９年度以降も現行の補助率を維持しながら継続すること。

②自動運転技術が日進月歩で進化する中、その動向に対応した車両やシステムの提供スキームを構築するとともに、イニシャル及びランニングコストの平準化並びに低減に向けて取り組むこと。特に、国内における自動運転バスの車両開発、生産を促進し、車両価格の低減を図ること。

③今後、自動運転が普及していく中で、自動運転による安全な走行を実現するために必要となる、信号連携や路車協調システムについては、国の責任において設置・管理を行うとともに、歩車分離や道路拡幅等、自動運転のスムーズな走行や安全性向上に資する走行空間整備について財政支援を行うこと。

(5) 「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」に基づく「準特定地域」指定制度は、タクシー事業者の新規参入や増車が許認可制となっており、タクシー事業者の効率的な経営を阻害し、結果としてタクシー不足が解消できない要因となっていることから、「準特定地域」指定制度による増車規制を緩和すること。

９．山陰新幹線及び中国横断新幹線の整備推進について

(1) 基本計画路線である「山陰新幹線」及び「中国横断新幹線」の法定調査を早急に実施し、整備計画路線へ格上げするとともに、整備事業費の地元負担のあり方の見直しと並行在来線を経営分離しないために必要な措置を検討すること。

(2) 新幹線整備に係る予算総枠の拡大と、段階的な整備手法に伴う費用負担を含め、将来的な新幹線整備にかかる地方公共団体の財政負担の軽減を図ること。

１０．携帯電話エリアの格差解消について

５Ｇの整備について、地方においても早期に基地局等が整備され、利用可能な地域が拡大するよう、携帯電話事業者への適切な指導及び財政的支援を講じること。

１１．空家対策について

老朽化し倒壊等のおそれがある危険な空家など、特定空家の増大は、防災・衛生・景観等の観点から地方の重要な課題であり、「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づく対策が進むよう、行政代執行・略式代執行により特定空家の除却等を行う場合の法的手続きを簡素化すること。また、危険空家に対して緊急安全措置を実施する場合、国補助制度の創設や特別交付税措置の拡充等を図るとともに、十分な予算を確保すること。

１２．強靭で持続可能な上下水道の構築について

(1) 上下水道施設の老朽化対策や耐震化等が国土強靭化実施中期計画に基づき計画的に実施できるよう、必要な予算を当初で確実に措置

すること。

(2) 中小規模の地方自治体においても必要な上下水道管路の更新が行えるよう、重要管路の更新に係る補助事業の対象となる管路の口径の要件を緩和するなど、改善を図ること。

(3) 石油・ナフサ等を取り巻く供給環境の安定化が見通せない中、水道の供給並びに生活排水の処理を安定的に継続するため、関係業界に対し、ポリエチレン管や塩化ビニル製品をはじめとする必要な資機材等が優先的かつ安定的に供給されるよう働きかけを行うなど、必要な措置を講ずること。また、前年度補正予算で措置された交付金事業において、資機材の調達遅延等の影響により更なる繰越しが発生する場合には、弾力的な運用を行うこと。

１３．上下水道事業への支援について

(1) 簡易水道と上水道の統合後の国の財政支援継続について

①地理的条件等により資本費が著しく高額となる簡易水道と統合した上水道について、高料金対策繰出金の条件を緩和し、財政措置の拡充を図ること。

②上水道事業と統合した統合前の旧簡易水道事業債の元利償還金繰出金に係る交付税措置については、従前の交付税の水準を将来にわたって維持すること。

③旧簡易水道事業区域で実施する建設改良事業に充てる企業債の対元利償還金の繰出に対する特別交付税措置を１／２から２／３に引き上げ、負担軽減を図ること。

④上水道と統合した旧簡易水道施設等については、令和４年度から簡易水道等施設整備費国庫補助金（生活基盤近代化事業）の対象と

なったが、同補助事業における基幹改良（管路を廃止して新設する場合）の採択基準の緩和や補助率の嵩上げ、補助対象の拡大を行うなど財政措置の拡充を図ること。

(2) 水道管路施設の耐用年数の見直しについて

地方公営企業法施行規則で一律40年と規定されている管路施設の耐用年数について、材質・構造等に応じた適切な年数になるよう早急に見直すこと。

(3) 下水道事業への支援について

①社会整備推進交付金（下水道未普及対策事業）について、今後の未普及地域の整備に必要な予算を確実に措置し、必要とする自治体に十分な配分を行うこと。

令和8年度末までの概成を目指している汚水処理施設について、現状では急激な物価上昇により整備が進まず同年度末までの概成は厳しい状況であるため、令和9年度以降も交付金による支援を継続するなど、地域の実情に応じた柔軟な対応を図ること。

②ウォーターＰＰＰ導入にあたり、単独では事業化が困難な農業・漁業集落排水施設等を含めた複数事業の一体的なマネジメントについて、事業としての成立性を一層高められるよう所管省庁間の連携を図るとともに、情報提供・財政支援の充実を図ること。

③国土強靭化対策の強化により、治水対策事業など公共事業に伴う下水道施設の支障移転工事を行う場合に、既存施設の財産価値の減耗分を補償金から控除することとされているが、この減耗分の負担が多額となって、経営に大きな影響を及ぼすおそれがあることから、公共補償基準要綱の運用申し合わせにおいて、決算が継続的に赤字状況にある場合等やむを得ないと認められるときは、減

耗分を控除しないことができるとする取扱いについて、収支の不足額（赤字相当額）を一般会計から繰出金により継続して補填している場合も含めること。

１４．脱炭素社会の実現に関する施策について

(1) ＺＥＢ化をはじめ、公共施設への再生可能エネルギーの導入や省エネルギー設備の設置等の自治体が行う脱炭素化の取組に対して、財政措置を拡充するなど、積極的に支援すること。

(2) 再生可能エネルギー設備について、法定耐用年数経過後の積極的更新を促すため、設備更新に伴う撤去や廃棄費用について財政支援を行うこと。

(3) 需給バランス制約による再生可能エネルギーの出力制御が増加傾向にあるなか、再生可能エネルギーの有効利用及び更なる導入拡大を進める観点から、一般送配電事業者が行う地域間連携線の増強など必要な対策を国が主体となって進めること。

(4) 次世代型太陽電池であるペロブスカイト太陽電池の早期の商用化と量産技術の確立を推進すること。

(5) ブルーカーボンを創出・活用する取組に対し財政支援すること。

(6) 再生可能エネルギー設備の増加とともに土砂流出や景観・生活環境への悪影響が各地で生じている。市町村が条例を制定しても事業を規制するには限界があることから、関係自治体の意見が事業に反映される仕組みを設けるなど、設置・管理から撤去・廃棄に至るまで事業の適正な実施が担保されるよう、実効性のある法制度を整備すること。

１５．海岸漂着及び漂流ごみ対策について

海岸漂着物等地域対策推進事業への補助金については、離島地域、半島・過疎地域、通常地域によって補助率の格差があるが、海岸漂着ごみは、海流等により半島・過疎地域に限らず大量に流れ着き、加えて、近年の物価高騰によりごみ処理経費は増大していることから、通常地域についても半島・過疎地域と同様の補助率とすること。

１６．リチウムイオン電池の適正処理に係る対策について

リチウムイオン電池及び使用製品に起因する火災事故等の頻発化を受け、国からは、自治体による一般廃棄物の統括的な処理責任の下、適正な処理を確保し、住民にとって利便性が高い収集方法、回収した電池類の適切な保管及び適正処理が可能な事業者への引き渡しに留意するよう通知がなされた。

しかし、こうした危険性のある廃棄物について国の求める分別回収等を実行するためには、自治体に通常のごみ処理とは異なる手間や費用負担が生じている。

ついては、国として、循環型社会の実現に向け、各種法律に基づく拡大生産者責任を実効性あるものとするとともに、市町村の財政負担を軽減するため、以下の項目について要望する。

(1) リチウムイオン電池及び使用製品の生産規模や販売量に関わらず、製品メーカー等による海外製を含む全製品の自主回収を義務化すること。

(2) 自治体が行うリチウムイオン電池及び使用製品の収集及び処理に係る経費について、交付税の対象とするなど、必要な財政措置を講ずること。

１７．文化財の防災対策事業について

文化財の防火・防災対策を強化することが求められている一方で、近年の物価高騰により、修理や防災施設整備にかかる費用は増加の一途をたどっていることから、文化財の防火・防災対策に対して、所有者負担を限りなく減らすよう、補助を拡充すること。

１８．国民スポーツ大会について

2030年に第84回国民スポーツ大会及び第29回全国障害者スポーツ大会が島根県で開催される。国民スポーツ大会の開催にあたっては、各競技会場の自治体において、運営経費や施設整備費の経費負担が膨大となっている。

とりわけ近年は、物価高騰に加え地球温暖化による熱中症対策のために大会運営に係る新たな経費が増加しているため、大会運営に係る国庫補助事業を創設するなど、実態に応じた適切な財政支援を行うこと。

また、開催地の負担軽減を図るため、大会のあり方を見直し、効率化した大会の実現に向けた検討を行うこと。

５．教育施策の充実強化について

１．公立中学校等における部活動の地域展開について

(1) 部活動が地域展開されることに伴って、経済的な理由で生徒が活動機会を失うことのないよう、十分な財政措置を講じること。

(2) 受け皿となる団体等の整備充実を図るとともに、専門性や資質を有する指導者等の人材確保が図られるよう、必要な措置を講じること。特に、部活動指導員の配置は、質の高い指導の実現等のために重要な役割を担っているため、財政支援措置を拡充すること。

２．学校施設の改築・老朽改修等に対する助成について

(1) 学校施設の老朽化対策や長寿命化対策などの補助制度について、当初予算において必要額を確保し、速やかな事業採択により、円滑な事業実施が図れるようにすること。

(2) 少子化の進行に伴う学校施設の統廃合を進める上で、学校施設の新築・増改築等を計画的に実施できるよう、公立学校施設整備費国庫負担金の十分な予算を確保するとともに、補助単価について、高騰する建設資材価格等の状況を適切に反映すること。また、５月１日現在の児童生徒数が申請時の数値から変動した場合に補助金の算定に反映できる仕組みとすること。

(3) 学校施設環境改善交付金について、学校施設へのトイレ洋式化や特別教室等へのエアコン設置などの補助要件を緩和すること。特に屋内運動場の空調設備については、断熱性確保に係る補助要件を緩和し、令和１５年度までとされている補助時限を撤廃するとともに、補助対象に社会体育館を加えること。

また、交付金の算定においては、実工事費との差が大きい配分基礎額の見直しや補助率の更なる引上げなど、制度の一層の拡充を図り、自治体の財政負担を軽減すること。

３．特色ある教育活動への支援強化について

(1) 小学校の外国語専科指導教員の加配を拡充すること。また、ＪＥＴ－ＡＬＴ以外の民間事業者や英語に堪能な地域人材の活用について、財政措置を行うこと。

(2) 司書教諭必置(12 学級以上の学校)に伴う教職員定数の改善を行うこと。

(3) 日本語指導が必要な児童生徒への指導のために単に教職員定数による配置とすることなく、地域の実情を踏まえた配置とすること。

(4) 学級編制基準の見直しに伴い、加配定数を減ずることなく、必要となる教員数を確保し、教員の負担軽減を図ること。また、正規の教員定数の確保を前提とし、教員の負担軽減と児童生徒の学力育成に向け、学習指導員等の配置（学力向上を目的とした学校教育活動支援）に係る財政措置を拡充すること。さらに、現在、全校配置となった教員業務支援員（スクールサポートスタッフ）について、補助単価の増額や補助対象経費の拡大など、一層の支援を行うこと。

(5) ＧＩＧＡスクール構想にともなう教職員端末の整備、大型提示装置を始めとするＩＣＴ機器の更新に係る経費に対して、地方交付税措置ではなく、全額補助事業により財政支援措置を講じること。また、更新時期を迎える学校のＷｉ－Ｆｉ設備の更新に要する経費およびネットワークの運用に要する経費についても、ＧＩＧＡスクール構想の実現に必要不可欠なものであることから、全額補助事業により財政支援措置を講じること。

４．特別支援学級の指導体制の充実等について

(1) 特別支援学級の定数基準（８人）を、特別支援学校の小中学部の定数基準（６人）まで引き下げるとともに、特別支援教育コーディネーターを専任で配置するなど、適正な指導体制を構築できるよう措置すること。

(2) 通級指導教室における児童生徒への指導のための教職員定数の加配について、地域の実情を踏まえ拡充すること。

(3) 医療的ケア児の受け入れに必要な体制を整備するための財政措置の拡充を図ること。